

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告 示

- 市街地再開発組合の解散認可……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可……………(港湾局離島港湾部管理課)……………

告 示

●東京都告示第九百八十一号
 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第四十五条第四項の規定に基づき武蔵小山パルム駅前地区市街地再開発組合の解散を認可したので、同条第六項の規定により告示する。

令和五年九月七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第九百八十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区立花四丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

●東京都告示第九百八十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第六百五十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(目黒区中根二丁目地内)

(「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。)

- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合しなかつた特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

●東京都告示第九百八十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二十二条第一項の規定に基づき、八重根漁港漁港区域内公有水面埋立てに係る埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年九月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 しゅん功認可年月日 令和五年九月七日
- 二 しゅん功認可を受けた者 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都

代表者 東京都知事 小池 百合子

- 三 埋立区域

(一) 位置

八丈町大賀郷地先の八重根漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

区域一

次の各地点を順次に結んだ線及び⑬の地点と①の地点とを結ぶ平成二十七年の秋分の満潮位(D.L.+一・七〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(漁港原点)(北緯三三度〇五分五九秒、東経一三九度四分三三秒)から二〇三度五〇分五三秒一一・九〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から九七度三二分三〇秒四・一四メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一五二度三七分四六秒一〇・七五メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二一〇度〇五分五五秒五六・四八メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一二〇度三一分五一秒三・八三メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一六四度五七分五七秒三九・五八メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二五四度五九分四〇秒二・〇九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三四四度五九分四二秒一三・一六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から三二〇度五六分一八秒二一・一五メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から三四四度三〇分一二秒一八・五一メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から七五度五一分三二秒八・二二メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から三一八度〇〇分三二秒一・〇六メートルの地点

⑬の地点

⑫の地点から二度四三分〇二秒六・二二メートルの地点

⑭の地点

⑬の地点から一一五度一四分五二秒四・七九メートルの地点

⑮の地点

⑭の地点から二一度五二分三一秒一二・六七メートルの地点

⑯の地点

⑮の地点から三二度〇一分三六秒一九・一六メートルの地点

⑰の地点

⑯の地点から七七度一二分三六秒二・八五メートルの地点

⑱の地点

⑰の地点から三五二度〇二分五八秒一三・八一メートルの地点

(二) 面積

七三七・四四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二十八年五月二十五日 二十八港島管第四十四号

六 法第二十二条第三項の市町村

八丈町

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

